

# 子ども・子育て支援金が充てられる事業

## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4カ月に1回から、2カ月に1回の支給になります。

支給対象	支給手当(月額)	支給手当(月額)	
0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降	1.5万円
3歳～小学生	1万円		
中学生	1万円		

支給対象	支給手当(月額)	支給手当(月額)	
0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降	3万円
3歳～小学生	1万円		
中学生	1万円		
高校生	1万円		

※令和6年10月分から拡充  
問 こども家庭課 ☎内線3234・3235

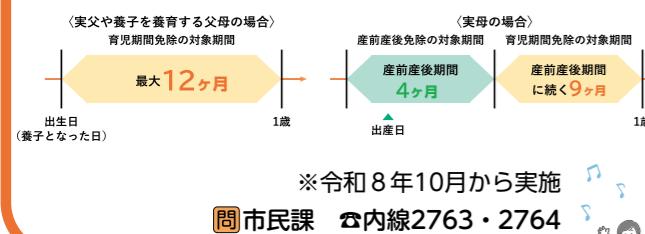
## 育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、  
こどもが2歳未満の間に、時短勤務を選択した場合に、  
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

お勤めの職場にご確認ください。 ※令和7年度から実施

## 育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



## 妊婦のための支援給付

「妊婦等包括相談支援」の面談と合わせて、

- ・妊娠届出時に5万円
- ・妊娠後期以降に妊娠している  
こどもの数×5万円



※令和7年度から制度化  
問 こども家庭課 ☎内線3731・3732

## 出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、  
子の出生直後の一定期間内に  
両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、  
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



お勤めの職場にご確認ください。 ※令和7年度から実施

## こども誰でも通園制度

- 「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通つ  
てない0歳6ヶ月から満3歳未満のこどもが  
時間単位等で柔軟に利用できる制度です  
(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度から実施  
問 こども政策課 ☎内線3411  
問 保育こども園課 ☎内線3342

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは

こども家庭庁のHP(概要説明)



## 国民健康保険課からのお知らせ

### 令和6年度国民健康保険特別会計の決算について



#### 国民健康保険特別会計…? 赤字運営!?

国民健康保険は、加入者の保険税と公費を財源とする「国民健康保険特別会計」で運営されており、市県民税や固定資産税などの税金等の収入をもとに教育や福祉、公園整備などの行政サービスを行う「一般会計」とは区別されています。しかし、本市の国民健康保険特別会計は、支出に対する収入が不足しており、その不足額を一般会計から補填し運営している状況です。

#### 令和6年度国民健康保険特別会計 岁入歳出決算

歳入(収入)総額 約114億4,200万円	歳出(支出)総額 約114億2,100万円
納付金 (県へ納めるお金) 約34億4,300万円	約30.1%
公費など (国や県からもらうお金等) 約83億4,400万円	約72.9%
保険税 約20億3,500万円	約17.8%
一般会計から(低所得世帯税軽減分など) 約6億7,800万円	約5.9%
その他(延滞金など) 約3,000万円	約0.2%

#### 納付金の抑制

納付金とは、県全体の医療費等を賄うために納付するもので、各市町村の国保加入者数や所得水準、医療費水準等で計算されます。県全体の医療費の増加により納付金は増加するため、赤字の要因の一つとなります。医療費適正化に向けて、国保加入者の皆さんのご協力をお願いします。

医療費適正化のために

- ★健康状態の確認、健康づくり、病気の早期発見のために特定健診を受診しましょう。
- ★後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用しましょう。
- ★適度な運動やバランスのとれた食事等で、健康習慣をつけましょう。

問 国民健康保険課 ☎内線4212



#### 公的医療保険制度 加入者の皆様へ

## 子ども・子育て支援金制度が開始します



### 「子ども・子育て支援金制度」って何?

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細はP13をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



### いつから始まるの?

- 支援金は令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。



問 国民健康保険課 ☎内線4245・4247

市報 もののくに 2025・12・10